

放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム

第10回会合

議事録

1. 日 時 平成29年10月20日（金）10:00～11:07

2. 場 所 原子力規制委員会 会議室B、C

3. 出席者

原子力規制委員会 担当委員

伴 信彦 原子力規制委員会委員

田中 知 原子力規制委員会委員

外部有識者（五十音順）

井口 哲夫 国立大学法人名古屋大学大学院工学研究科量子工学専攻 教授

坂 明 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター 常任理事

中村 吉秀 公益社団法人日本アイソトープ協会医薬部医薬品・試薬課 シニアアドバイザー

松田 尚樹 国立大学法人長崎大学原爆後障害医療研究所放射線リスク制御部門
教授

原子力規制庁職員

片山 啓 核物質・放射線総括審議官

西田 亮三 安全規制管理官（放射線規制担当）

島根 義幸 放射線規制部門 安全管理調査官（放射線安全担当）

伊藤 博邦 放射線規制部門 安全管理調査官（放射線セキュリティ担当）

松本 武彦 放射線規制部門 上席放射線安全審査官

奥 博貴 放射線規制部門 管理官補佐（総括担当）

岡部佑紀子 放射線規制部門 管理官補佐（制度担当）

谷 和洋 放射線規制部門 放射線セキュリティ対策官

榎本 和義 放射線規制部門 技術参与

オブザーバー

廣瀬	警察庁警備局警備課 課長補佐
北原	警察庁生活安全局保安課 課長補佐
楮本	総務省消防庁予防課特殊災害室 課長補佐
小倉	国土交通省大臣官房参事官（運輸安全防災）付 安全防災対策官
稲木	厚生労働省医政局地域医療計画課 課長補佐（医療安全専門官併任）

4. 議 題

- (1) 放射線障害防止法に係る検討状況について
- (2) 「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」（改正法）第5条による放射線障害防止法の改正に伴い下位法令に盛り込む基準等の概要案について

5. 配付資料

- | | |
|---------|--|
| 資料1 | 放射線障害防止法に関する今後のスケジュール |
| 資料2 | 改正法第5条による放射線障害防止法改正に伴い下位法令に盛り込む基準等の概要案 |
| 資料3 | 改正法第5条による放射線障害防止法改正に係る進捗状況 |
| 参考資料1-1 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する意見募集の実施について（平成29年度原子力規制委員会第44回会議資料3） |
| 参考資料1-2 | 放射線障害防止法における「廃棄に係る特例」に関する制度の考え方について（平成29年度原子力規制委員会第35回会議資料3） |
| 参考資料2-1 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律改正説明会（特定放射性同位元素に係る防護措置の概要について） |
| 参考資料2-2 | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律改正説明会（防護措置に係る主な法律改正の内容） |
| 参考資料3 | 放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム第9回合議事録 |

<机上参考資料>

- ・放射線障害防止法の条文

議事

○伴委員 定刻となりましたので、ただいまより第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームを開催いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事次第にありますように、本日は2件の議題を予定しております。ちょっと長いので、もう読み上げませんけれども。

議事に入ります前に、事務局から本日の配付資料の確認をお願いします。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） 安全規制管理官の西田でございます。

お手元のほうに座席表、議事次第、それから、資料1といたしまして、A3横の折り畳んだもの、スケジュール表をお配りしております。また、資料2といたしまして、改正法第5条による基準の概要案、そして、資料3といたしまして、改正法第5条に係る進捗状況、参考資料1-1といたしまして、意見募集の実施について、そして、参考資料1-2といたしまして、廃棄の特例に係る制度の考え方、参考資料2-1といたしまして、法改正に係る説明会資料、参考資料2-2といたしまして、これも同じく法改正に関する説明会資料でございます。そして、参考資料3といたしまして、前回のRI検討チームの議事録をお配りしております。不足等がありましたら事務局までお願いいたします。

○伴委員 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります。

最初の議題、放射線障害防止法に係る検討状況についてですけれども、これに関しまして、資料1の説明を西田安全規制管理官から説明をお願いいたします。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） それでは、資料1に基づきまして御説明をさせていただきます。

資料1のスケジュールにつきましては、前回、8月のRI検討チームでもお配りさせていただいておりますので、そこからの変更点等を中心に説明をさせていただきたいと思います。

現在、第一段階といたしまして、法律施行後1年以内に施行するものにつきまして、関係の規則等の策定について検討をさせていただいているところです。先ほど、配付資料の中でも少しありましたけれども、今後、来週辺りから関係規則等のパブリックコメントをさせていただきたいと考えております。それから、第二段階といたしまして、主にセキュリティ関係、先ほど第5条関係と言いましたが、これにつきましては公布後3年以内に施行

ということですので、これにつきましても、並行して、関係の考え方等の整理をさせていただいているところです。後ほど御報告をさせていただきますが、関係事業者につきましても、既に9月に今回の新しい制度の考え方の説明会等を開いて、意見等のやりとりをさせていただいているところです。

前回からの変更点ですけれども、セキュリティ関係ですが、前回の資料では、セキュリティ関係の下位法令及びガイド等の作成で、パブリックコメントを来年の2月ぐらいとお示ししていたかと思えますけれども、関係者との調整の結果、現時点ではパブリックコメントは来年の5月ぐらいを予定しております、それに伴って関係規則の公布も3カ月ぐらい少し後ろ倒しになりまして、現状では7月ごろを予定しております。

また、その後に予定をされております防護規程の策定、それから、その届け出に関しましても、前回の資料では9月ごろ施行ということだけであったんですが、現状を詳しく申し上げますと、既に今現在使用の許可等をとっていただいている事業者につきましては、新しい防護規程の届け出につきましては施行後3カ月以内というような規定がありますので、具体的には、この防護規程の届け出期限につきましては、9月ごろ施行であれば12月ごろが提出期限になるということで、新しいスケジュールを追加させていただいております。

また、同じく、防護管理者の届け出につきましても、これも施行後30日以内という規定がありますので、具体的には9月施行後30日以内に防護管理者の届け出をしていただくということで、より具体的にスケジュールを追加させていただいております。

資料1については、御説明は以上です。

関連の現状ですけれども、参考資料1-1をご覧くださいと思います。参考資料1-1につきましては、先ほど申し上げました公布後1年以内に施行するものについての意見募集のものです。この資料につきましては、今週18日の原子力規制委員会で御説明させていただいております、別紙4と書いてあります告示の中身につきましては、より詳しい、もう少し説明をというような御指摘をいただきまして、来週の規制委員会で再度説明をさせていただいた後、パブリックコメントを行う予定です。

今回パブリックコメントを行う対象といたしましては、参考資料1-1の1. 概要にありますように、まずは、公布後1年以内に施行する改正法の内容、具体的には、廃棄の円滑化に資する廃棄の特例の新設に係るもの、それから、法律で規定いたしました原子力規制委員会への事故等の報告の義務化に関するもの、それから、放射線取扱主任者に係る手続の

規則委任化、これは、例の試験とか講習に関しまして、課目を法律で定めていたものを規則に移して、より柔軟化していこうというものに関するものです。

また、それ以外に、今回、RI検討チームで御議論いただきました、法律事項ではございませんが、危険時の措置の事前対策、そして、放射線障害防止に関する業務の改善に係ることを予防規程の中に新たに追加していくということも、今回、意見募集の対象になっているところですよ。

また、あわせて、この改正を受けまして、原子力規制委員会の事故の報告に関する解釈、それから、放射線障害予防規程に定める事項に関するガイド及びその登録機関等に対する立入検査のガイドにつきましても、あわせて意見募集を実施するという形になっております。

具体的には、1枚おめくりいただきまして、対象となる文書が多いので、2ページ目のところに少し整理をさせていただいております。今回のRI法改正を踏まえまして、まず、施行令ということでございまして、これは、廃棄の特例に関して対象となる法令を定める政令が一つ。それから、今回の改正内容に関しましては、具体的には規則等で定めておりまして、そういったものを今回改正するということですよ。また、さらにその詳細なものとして、教育訓練の時間数とか、あるいは、事前の対策を求める事業者を指定するための放射性同位元素の数量等の告示を定め、今回、パブリックコメントをするというようなことですよ。また、今回の改正事項だけではありませんけれども、登録検査機関の業務規程の審査基準等についての資料、それから、今回の事故報告に関する解釈といったものをあわせてパブリックコメントをする予定です。また、解釈とか基準、要領以下のものでもございまして、今後立入検査を行うに当たっての立入検査のガイド、あるいは、予防規程を各事業者において定めていただく際の考え方をまとめたガイドなどについてもまとめておりますので、あわせてパブリックコメントをしていきたいと考えております。

具体的な中身については、3ページ以降、簡単に記載をさせていただいておりますけれども、(2)の規則に関しましては、今回の改正等を踏まえまして、まずは、放射性同位元素等の事業所外廃棄の基準、これは、廃棄の特例として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（炉規法）の事業者に廃棄を委託できるということはこの廃棄の基準として追加して定めるものですよ。また、事故等の報告につきましても、これまで規則で定めていたものを法律事項とさせていただいたことに伴いまして、具体的な報告事項を今回整理した上で改めて定めるというようなものですよ。

また、ウにつきましては、放射線取扱主任者試験、そして、資格講習及び定期講習の課目等につきまして、規則の中で課目数や時間といったものを定めるという形で整理をさせていただきます。

それから、次のページ、4ページですけれども、放射線障害予防規程につきましては、法律事項ではございませんけれども、今回、御議論をしていただきまして、新たに追加するものとしたしまして、放射線障害のおそれがある場合、または、放射線障害が発生した場合の情報提供のこと、それから、原子力規制委員会規則で定める放射性同位元素または放射線発生装置の使用をする許可届出使用者に対しまして、応急の措置を行う場合の事前対策に係る項目を追加するという事です。また、特定許可使用者及び許可廃棄業者に対しまして義務付けます放射線障害の防止に関する業務の改善に関する事項も新しく予防規程の中で規定をしていくことを、今回新しく追加するという事です。

これ以外にも、先ほど申し上げましたような告示、それから、ガイドといったものも、今回、あわせてパブリックコメントにかけて、御意見をいただくことを予定しております。

意見募集につきましての概要は以上です。

続きまして、参考資料1-2につきましては、廃棄の特例に関する制度の考え方につきまして、9月6日の原子力規制委員会に事務局から考え方を示させていただいたものです。

今回、廃棄の特例といたしまして、放射性同位元素の廃棄物については、炉規法の廃棄業者に対して廃棄の委託をすることができるという方向性を打ち出したところですが、その考え方といたしましては、2ページのところにありますように、廃棄物の管理・処分に係る事業規則の適用関係というところにありますけれども、RI廃棄物の安全管理につきましては炉規法の定めるところによると。具体的には、炉規法の廃棄物事業者に対する規制で安全を確保するという考え方を示しております。これは、RI法の廃棄物を炉規法の廃棄物として委託をするに当たって、施設の安全、あるいは、廃棄物としての安全管理につきましては、受け入れ側の炉規法側の審査基準に基づいて安全を確保していくということです。これに基づきまして、現在、炉規法側の基準をどのような形にするのかというのは、今、並行して検討が進んでおります。

また、(2)といたしまして、特例RI廃棄物、これは、RIの廃棄物で、炉規法で廃棄の委託をする廃棄物のことを特例RI廃棄物と定義をしておりますけれども、特例RI廃棄物とみなす時期といたしましては、これは、RI事業者からこの廃棄物を廃棄の委託として送り出して、炉規法の廃棄事業者の施設に入った時点、廃棄の委託という契約が成立して、持ち

込まれた時点で炉規法上の廃棄物とみなすという整理をさせていただいております。これは、輸送中についてはRI廃棄物として扱うということですので、法律の間に落ちが生じないようにという形で、こういう考え方を打ち出しているところです。

また、次の3ページの(3)としましては、RI法の特例対象事業者に求める措置というのを今回、打ち出させていただいております。これは、委託の対象として炉規法の廃棄事業者がRI廃棄物をお渡ししていくということですが、しかしながら、炉規法の廃棄事業者が渡した後に、何らかの事情で受け取れないといえますか、炉規法の基準の中では安全に処理できないものが混ざっていて、これをRIの廃棄事業者に戻さなければならないということが発生した場合に、そういったことを担保するための委託条項というものをきちんと整備するよという考え方を示したものです。これも、同じように、廃棄の委託をした際に不都合が生じて、法律のはざまが生じさせないような観点から、こういった考え方を今回改めて示させていただいております。

以上、こうした形で、この改正第4条、公布後1年以内の施行につきましては、今、検討を進めておまして、パブリックコメントをさせていただいた後、引き続き制度化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

全体の検討状況については以上です。

○伴委員 ありがとうございます。

基本的に進捗状況の確認でございますので、資料1に関しましては、若干セキュリティ関連のところの変更がございますけれども、全体としては大きな変更はございません。そして、参考資料1-2の説明にありましたように、これは原子力規制委員会のほうで説明をして、一応こういう方針を確認したと。参考資料1-1については、今週の原子力規制委員会でこれを承認して、パブリックコメントに進む予定であったんですけれども、要は、危険時の事前措置に関して数量を定めた件で、もう少し技術的な内容をきっちり説明するよというリクエストがございましたので、改めて仕切り直しということになっております。

以上の説明に関しまして、何か質問、コメント等はございますでしょうか。

どうぞ。

○松田教授 パブリックコメントですが、大変意見募集の対象が多いなという印象です。参考資料1-1の2ページの表で言うと、別紙7の予防規程に定める事項に関するガイドと、別紙6の事故等の報告に関する解釈について前回紹介させていただいて、それに関して我々

学協会はこれまで意見を出していたと、そういう理解でよろしいですか。——わかりました。

あと、そうしますと、黄色い色のついていない部分に関して、防護措置については、先ほど御説明がありましたように、来年の5月ごろにパブリックコメントという予定と、それ以外の、例えば、立入検査実施要領ですとか検査ガイドですとか、これも資料1の一番下の欄になりますか、来年の7月ぐらいにということでしょうか。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） 立入検査のガイドにつきましては、今回あわせてパブリックコメントをさせていただく予定です。——失礼しました。今回は登録機関ですので、通常の事業者に対する立入検査等のガイドラインについては、こちらの下にございますような、来年の7月ぐらいを目途に考えております。

○松田教授 わかりました。

○片山核物質・放射線総括審議官 若干補足をいたしますと、セキュリティ関係については、ここの施行規則のほうで、規則に反映すべきものは反映をしてパブリックコメントは掛けます。ただ、ここの運用ガイド(仮称)となっているものは規則以下のもので、相当詳細に防護措置の中身について規定をするものでございますので、これはむしろ公開はできないものですので、パブリックコメントの対象にはしないということだというふうに思っております。後ほど御説明しますが、そういうこともありますので、対象事業者の方々に説明会ということで御説明をして、いろんな御意見を個別に伺いながらこちらのガイドの中に反映をしていくというプロセスを今踏んでいるということでございます。

それと、あともう一つ申し上げますと、御案内のとおり、これまでのRIの規制行政というのはかなり通達行政とか通知行政になっていて、文書体系の整理というのが炉規法に比べて遅れていました。今回、大きく法改正をするのを機に文書体系というものを整理していきたいというふうに思っております、これは一つの体系のイメージを示したものでございます。こういう法律があり、政令があり、規則があり、規則の告示があり、規則の解釈があり、さらに運用ガイドがあるというような文書体系を整理していくことで、最終的には、これまでの通達とか通知でやっていたものを廃止するという方向に持っていきたいというふうに思っております。

○伴委員 今の文書体系の整理というのは結構長い話で、資料1のタイムスパンの中で全て終わるものではないということですね。

ほかにございますでしょうか。

スケジュールなんですけれども、やはり、事業者への周知、それから、御理解をいただくことで新たに対応していただくものもございますので、そういったところで無理がないか。さらに、セキュリティに関するものに関してはどうしてもある程度制限をかけながらそういう作業をやっていかなければいけないので、そういう観点からもし御意見があればいただきたいと思いますが。特によろしいですか。

お願いします。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） すみません。先ほど御説明したものにつきまして少し補足をさせていただければと考えております。

前回の8月のRI検討チームにおいて、事前対策を求める事業者の基準となるD値につきまして、IAEAが策定したD値と我々が独自に検証した値で幾つかの点で違いがあるということで、現在、IAEAに確認中であると御説明させていただいたと思っておりますけれども、これにつきましては、現在、IAEAとの間でもやりとりを継続中ですが、現時点では、D値につきましては、IAEAのD値が国際的な基準であるということと、このD値につきましては、セキュリティでも同じD値を使う予定であるということで、これにつきましては、IAEAのD値を採用したいと考えております。ただ、引き続きIAEAへの確認は継続をさせていただきまして、IAEAにおいて新しいD値の変更があれば、我々の告示の中にも取り入れていきたいと考えております。ちなみに、現在の事業者に対しまして暫定的な評価をしておりますけれども、それによれば、我々の計算結果を用いても、IAEAのD値を用いても、対象となる事業者は特に変更がないということは確認をさせていただいているところです。

また、先ほど審議官のほうからお話がございました通知の廃止についてですが、今回、事故報告につきまして、法令に基づく規程に一元化したということでして、これまで、事故報告につきましては通達で、例えば、震度4以上で安全を確認して報告をしないというようなことも通達をしておったわけですが、今回、事故報告等については一元化されたことに伴って、事故報告の通達については廃止をしていきたいと考えております。しかしながら、今後、法令に基づく報告以外で、放射線発生装置のみを使用する事業所を除いた危険時の措置の事前対策を要求する許可届出事業者に対しましては、大規模災害発生時に必要に応じて状況の確認が速やかにできるように緊急連絡先の登録といったものを求めるなどの新しい枠組みにつきましては、年内を目途に検討をしてみたいと考えております。

私からの補足は以上です。

○伴委員 いかがでしょうか。

お願いします。

○井口教授 名古屋大学の井口です。

今の御発言で、D値についてIAEAとの整合性を確認中ということなんですけども、前にクリアランスの議論でもあったんですけど、日本のいわば固有のパラメータを使ってクリアランスの値を出して、結局はグローバル化とか国際性を考えてIAEAの値を使うということをやっているんですけども、基本的には、大事なことは、説明責任というか、説明の根拠をちゃんと原子力規制庁の方が言えることが大事であって、単に今ある数値を、IAEAがやっているからというようなことにしてしまうと、非常にせつかく、部署だけとか、割と整備をしている段階で問題があるのではないかと思うので、少なくともIAEAのD値を採用する以上は、説明責任を果たせるような根拠指導とか、そういうものの整備もぜひお願いしたいというふうに思います。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） IAEAの計算方法など、あるいは、どういうシナリオに基づいて計算しているかなどについては、我々も調べて把握をしておりますので、そういったことは少し整理をして、その値の趣旨といったものは説明できるようにしていきたいと考えております。

○伴委員 そのIAEAのD値に関しては、御存じかと思えますけれども、外部被曝をパスウェイとして計算したD1値と、それから、内部被曝を対象としたD2値とあって、D2値のほうが、結局、内部被曝といっても、吸入であったり経口摂取であったり、いろんなパターンがございますので、そのどれがいちばん効いてくるかということを見たときに、一部の核種について、どうも一番厳しくなるものが採用されていないのではないかというのが見つかったと。これは以前の資料で御説明したとおりですけども、それで、それがどういう理由によるものなのかというのをIAEAのほうに事務局から問い合わせしてみたんですけども、一応返事はあったんですが、どうもまだ議論がかみ合っていないところがございます。ただ、先ほど西田のほうからも御説明がありましたように、どちらの値を、すなわち、我々が一番厳しいと一応計算し直した値とIAEAのテーブルの値、どちらを採用するかによって、結果は変わるものではない、つまり、規制の対象となる事業者が変わってくる訳ではないという状況があるのと、まだその議論がきちんと終息していない段階で、我々が計算した値のほうが絶対正しいのだと言い張るのも、それはまた違いうだろうということで、とりあえずは国際基準に従うということをして、我々からIAEAへのフィードバック

クはかけておりますし、引き続き議論は続けていくのですけれども、そういう中で問題がはっきりしてくれば、場合によってはまた数字を変えるという選択肢もあり得ると思っています。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○田中委員 別件でございますが、廃棄の特例の件で、検討状況を少し話したいと思いません。

先ほどの参考資料1-2でしょうか。RI廃棄物を炉規法上の廃棄物でという話があったんですが、今後の予定の3ページでしょうか、3にあります、「廃炉等に伴う放射性廃棄物の規制に関する検討チーム」、これは私が出席しているんですけども、そちらのほうで、炉規法でどういうふうに扱うのかについて検討しています。同時に、こういうふうないい機会ですので、廃棄物受け入れ枠の拡大というのがありまして、どこまでこれを受け入れるべきかについて、RI廃棄物だけじゃなくて、その辺は、これまでも検討中でなかったところについても検討してございます。

RI廃棄物につきましては、2ページ目の上のほうでしょうか。②でございますけども、事業者、RI協会さんから1回意見を聞いたところもございまして、大体どういうふうな廃棄物で、どの程度の濃度かと大体わかってきていまして、と思うと、これまではトレンチとかピット処分とあるんですけど、ここでは濃度上限値というのがあるんですけども、RI廃棄物については、上限値を、濃度が低いとか半減期が短い等と考えると、それを考えなくていいんじゃないだろうかというふうな議論もしてまして、その辺が、個別審査の中で安全性を確認していくことをもとにするというのはそういうことでございまして、検討中です。井口先生もメンバーとなって検討をしております。

というようなことで、枠の拡大がうまくいきますと、あと残っていますのは、ちょっと先の話になるんですけども、燃料を各事業者が入れてくる、ウランが入っておったんですけど、これをどうするかというのがまだ残っているところでございまして、そういうふうなもの残っていることを十分認識しながら、RI廃棄物を含めて枠の拡大の検討を行っているところでございます。

○伴委員 ありがとうございます。

いかがでしょうか、こちらの件についても。特に確認しておくべきことはございませんか。

○中村シニアアドバイザー みなすということで炉規法等々のほうに入れることができる、非常にいいことだと思ったんですが、ただ、今、お話があったように、厳しいのはありますので、そこに引張られるのはちょっと懸念していたので、ピット、トレンチの上限値は検討するというお話だったので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。かえって難しくなることはちょっと避けるべきかなと思ひていますので、よろしくお願ひいたします。

○伴委員 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

坂先生、セキュリティ関連のところもとりあえずこれで。

○坂常任理事 やっていただいていると思ひます。

○伴委員 それでは、特に御意見等はないようですので、最初の議題については一応これで終わりにしたいと思ひますが、引き続き事務局のほうで関係者との調整を図りながら進めていただきたいと思ひます。

それでは、二つ目の議題に移りたいと思ひます。

資料2及び資料3につきまして、同じく西田管理官から説明をお願いします。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） それでは、資料2について御説明をさせていただきますと思ひます。

今回、セキュリティにつきましては公布後3年以内ということで、先ほどの第4条改正よりは先の話ではあるんですけども、一方で、セキュリティにつきましては、事業者において、新しい措置として、施設について、監視カメラを置いていただいたり、あるいは鍵を整備していただいたりということで、事前の準備が必要であろうということで、少し早目に事業者との意見交換なり我々の考え方の説明というのを始めさせていただいております。

資料2につきましては、これまでRI検討チームのほうで御議論いただいたRIセキュリティの考え方を一通りまとめたものです。

前回からの追加がありますのは1ページの2.のところでした、工場または事業所内における防護措置、いわゆる事業所内輸送というところです。ここにつきましては、以前のRI検討チームではこの部分についての議論というのはあまりしていただけていなかったというところではあるんですけども、ここにつきましては、同じ事業所内といっても、建物の中だけではなくて、工場または事業所の中において、建物から別の建物へ輸送するというようなことも当然出てくるわけでありまして、こういったところにつきましては、やはり、封印または施錠等の措置をしっかりといただくということが必要ではないかというこ

ろで、今回、新しく考え方として追加をさせていただいているところです。

それ以外、記載している項目につきましては、基本的には前回までのRI検討チームの中で御議論していただいているところでございますが、1点、3ページの中の非密封のところ
で区分の考え方を整理させていただいておりますけれども、非密封のところにおきまして、
使用施設においては、使用の場所における特定RIの一日最大使用数量(許可証に記載される
一日最大使用量)というものを今回、記載をさせていただいております。これにつきましては、
事業者によっては、使用の場所ごとによってそれぞれ特徴があるというようなこと
として、使用の場所における一日最大使用量ということで、表現ぶりを変更させていた
だいているところです。主な変更点としては、今の二つです。

それから、資料3のほうですけれども、こちらは、現在、事業者に対して行っておりま
す説明の状況でございます。

1ページ目をお開きいただきまして2ページ目ですけれども、本年9月18日から29日まで、
合計6日間ですけれども、東京大学をお借りいたしまして、1日7時間程度の説明会を実施
させていただいております。今回、防護措置の対象となると考えられております500事業
所のほとんど全ての事業所の方の参加がございました。我々のほうからは、今我々が考え
ております措置の概要等を御説明するとともに、意見交換や、あるいは演習ということも
含めて、説明会で実施をさせていただいているところです。

今後ですけれども、こうした説明会等で寄せられた意見等を踏まえまして、政令や規則
改正の作業のほうを進めさせていただきたいと考えております。実施予定時期としまして
は、先ほどのスケジュールにございましたように、来年の5月ごろを目途に実施をする
ということを考えております。

また、今後、各事業者におきましては、防護規程の策定、それから、防護管理者の指定
というものをさせていただく予定になっておりますけれども、防護管理者につきましては、各
事業者とも初めてのことということですので、この防護管理者を育成するための育成プロ
グラムを平成30年度から規制委員会として実施していきたいと考えております。この育成
プログラムを受けていただければ、防護管理者の指定の要件にあります原子力規制委員会
が認める者というような資格が得られるようなプログラムを考えているところです。これ
につきましては、当面は原子力規制委員会、原子力規制庁自身がこの育成プログラムを開
催させていただきまして、将来的には登録機関等ができるような形で発展をさせていき
たいと考えております。

一応、私からの説明は以上です。

○伴委員 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見はございますでしょうか。

一つ私から確認しておきたいんですが、資料3の2ページ目で、こういう説明会をやったということなんですが、これは6日間とありますけれども、プログラム自体は一日のプログラムを6回繰り返したと。6回繰り返して、それで基本的に対象となる事業者全てに御参加いただいたと、そういうことですか。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） はい、プログラム自体は一日のプログラムでございます。

○伴委員 いかがでしょうか。

どうぞ、中村先生。

○中村シニアアドバイザー 表についてちょっと、もう今まで何回も議論されているので、確認だけちょっとさせていただきたいんですが、というのは、新しく非密封の方で使用というものが入ったということなんですが、今までは全て貯蔵だったと思うんですが、そういう意味では、密封線源は使用はなくて全て貯蔵でよろしいですね。

○谷放射線セキュリティ対策官 対策官の谷でございます。

基本的には、今回、セキュリティの対象になります事業所において、密封につきましては、例えば、病院で使っているガンマナイフであったり血液照射装置、大学で使われている照射装置というものは使用施設であって貯蔵施設の場所。要は、そこから動かすことというのはほとんどなくて、その場所をセキュリティの対象とするということでございます。

一方で、非密封につきましては、例えばモリブデンとか、放射性医薬品として原料を購入して事業所で保管して、その後使用するときというのは、貯蔵施設から一時的に場所を移動して使用施設の方に動かします。その中で処理をして加工していく。それで医薬品として製造していくわけでありまして、要は、貯蔵施設にだけ監視カメラがあって使用施設にないというのはおかしいというふうなことでありまして、例えば、夜も、夜間、人がいなくなってもその使用施設に置く場合というふうなことも現状としてありますので、そのために使用施設を追加しているところでございます。

○中村シニアアドバイザー わかりました。追加されたということはわかりました。

ただ、密封線源でも、一応使用と貯蔵というのはございますので、ここは区分で、対象をここで限定するわけで、そこははっきりした方がいいかなと思ひまして。といたしますの

は、区分2のところで、一般とそれから透過撮影、つまり非破壊がございますよね。それとは区別されて、非破壊に「貯蔵」と書いていないんですけど、この非破壊も、これは貯蔵と考えてよろしいんですかね。

○谷放射線セキュリティ対策官 対策官の谷でございます。

そうですね、基本的には貯蔵のところでございます。

一方で、RI法十条六項で、例えばお客さんのところに持ち行って使用する場合というのは、移動して伴う場合は、そこはツーマンルールというふうなことで2人体制ということで、それは改めて措置としては入れてございます。

○中村シニアアドバイザー わかりました。

そこでちょっと、今回、新しい規則にないんですけど、区分2のところで、今の十条六項にも関わってくると思うんですけども、十条六項じゃないところというのは、ここで貯蔵として、例えば非破壊検査会社とか、そういったところが貯蔵する場合には、区分3と区分2で、区分3なんだけど厳しくなっていますよね。実際には、例えばイリジウム、コバルトでもあり得ると思うんですが、A/Dが10を超える場合もあると思うんですけど、その場合は、これはどこに行くのでしょうか。まさか区分1に行くとは思わないんだけど、例えば、値が10ではなくて20になったとしますね。

○谷放射線セキュリティ対策官 先生、ちょっと私のほうが説明が悪かったのかもしれないですけども、10を超えて1,000以下の場合は区分2でありますので、区分2のままでございます。一方で、区分3のものについては、これはちょっと強化ということになりますけれども、区分2に引き上げるという形になります。なので、非破壊検査については、事業所に保管しているものについては区分2という扱いにさせていただくことになっております。

○中村シニアアドバイザー 10を超えてもですか。

○谷放射線セキュリティ対策官 はい、区分2につきましては10を超える。

○中村シニアアドバイザー そう理解してよろしいですね。

○谷放射線セキュリティ対策官 そのとおりでございます。

○中村シニアアドバイザー 10を超えても。

○谷放射線セキュリティ対策官 10を超えて1,000まで。10を超えてももちろん。

○中村シニアアドバイザー 2ですよ。

○谷放射線セキュリティ対策官 そうです、10を超えても、もちろん区分2の。

○中村シニアアドバイザー わかりました。

○谷放射線セキュリティ対策官 それは当初の予定どおりの区分の仕方になります。

○中村シニアアドバイザー ですよ。そこで変更はございませんね。

○谷放射線セキュリティ対策官 はい、そうでございます。

○中村シニアアドバイザー ありがとうございます。

○伴委員 ですから、表2の中で区分2、密封の方が二つに分かれていますけれども、その下半分のほうはむしろちょっと特別な対応をしているので、数量的に超えた場合、別にそれが区分2の上半分に移るだけなので、区分2としては変わらないという、そういうことでいいですよ。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○井口教授 資料2の表3のところで、ちょっと確認させていただきたいというふうに思います。

対応というのがあって、対応手順書をつくる場合に、要件の中では「緊急時対応含む」というふうにあるわけですが、緊急時というのは、例えば地震とか火災等、そういうものを意味しているというふうに解釈しているんですけども、その場合に、普通のRI法の観点から、例えば防災訓練等と言うと、放射線班というものをつくって、いわば、どういう手順で誰々に連絡するというようなことをあらわに整備されているわけですが、この場合の防護措置のときは、いわば守秘義務というか、名前等については関係者以外は明らかにしないという、そう考えたときに、防護措置の緊急時対応ということは、二重にそういう異常が生じた場合には対応するということになるわけですか。一方は、いわば障害、危険性等がないということを確認すると同時に、盗取とか、そういうことがないということを防護班というグループが確認するという、そういうようなイメージの手順書をつくらないといけないということなんですか。

ちょっとそれを確認したいと思います。

○谷放射線セキュリティ対策官 対策官の谷でございます。

今、先生が発言されたのは、緊急時というものについては地震とかのことではございません。物が盗まれた場合とか、盗まれる可能性がある場合というふうなところで対応ということで、警察への連絡であったりとか事業所内での展開であったり、そうしたことを規定していただくことになります。

○井口教授 ということは、この対応手順というのは、いわば平常時というか、普通の日常のそういうことを記載すればいいということで、特にそんな異常時ということについてはふれる必要はないということによろしいですか。

○片山核物質・放射線総括審議官 ここで言っているのは、まさしくセキュリティ事案起因の緊急時、実際に盗取等が行われた場合にどう対応するのかという話がメインなんですけれども、一方で、井口先生がおっしゃったような火災とか何かがあった場合に、じゃあ、普段閉めている扉というのを開錠しなきゃいけないというようなことが起きたと。つまり、防護措置の一部を解除しなきゃいけないと。セーフティ面での緊急時対応でといったようなときに、じゃあ、その代替の措置というのをどういうふうに講じるのかというようなことというのは、当然手順の中で決めておいていただかなきゃいけない。だから、火事だから逃げなきゃいけないんだけど、じゃあ、逃げた後、鎮火した後、どう確認をするのかとかですね。いろいろ、その手のものはあると思います。つまり、防護措置を一旦解除せざるを得ないようなことが起きたときに、じゃあ、事後的にそれをどう検証するのかとか、あるいは、一旦解除をする状態があったときに代替措置が講じられるのであればどう代替措置を講じるのかとか、緊急時対応というのは、要は2パターンあるというふうにお考えいただいて、手順を整備していただくということだと思います。

○井口教授 わかりました。

そのときに対応する人間というのは、例えば、今の盗取なんかの場合は、当然、防護措置を担当する人間がやるべきだと思うんですけども、今言った火災とかそういう場合に、例えば扉を開けたりとか、物の確認というのは、防護措置の担当者がやらないといけないということになるんですか、今のお考えだと。

○片山核物質・放射線総括審議官 規制庁、片山です。

つまり、そういう対応をする人間をどういうふうにあサインをされるかという問題なので。そこは、それぞれの事業者の中でどういう組織をつくって誰に分担させるのがいいのかということをお考えいただくということじゃないかと思います。

○井口教授 そこは理解しているんですけども、要は、防護措置をやる担当者というのは、一般にはあらわにしてはいけないんですよ。そこはどう考えるんですかという根本的な質問です。

○片山核物質・放射線総括審議官 あらわにするという意味がよくわからないんですけども。

○井口教授 一般公開というか、防災訓練の場合は、学生も含めて全員に、いわばこういう連絡をしろということ、普通の防災訓練の場合は伝えるんですよね。それが、この場合は、防護措置という観点から言うと、それはやってはいけない。そうしたときに、同じ人間が、多分、防護措置と、それから、普通の障害防止の担当者というか、その責任者になるということはあるんですけども、防災訓練とか、一般公開していいような情報でないことを、異常時の場合は、一部だけでも公開してもいいようなことになるんでしょうかと、そういうことです。

○片山核物質・放射線総括審議官 もう少し具体的に各論をやらないとなかなかお答えしづらいので、むしろ個別施設の具体的な体制のつくり方までいってしまっているの、やここでの議論にはなじまないんじゃないかというふうには思います。

○井口教授 わかりました。確かに、大学の関係でそういうことをイメージするので、おっしゃるとおりなので、それは了解しました。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） 補足ですけども、先生が御指摘のようなセーフティとセキュリティが競合した場合にどちらを優先すべきかという御指摘は事業者の方からもいただいております。基本的には、我々からは、例えば、実際に火事が起こった、あるいは、施設が危険な状態になっているというような場合には、やはりセーフティを優先してくださいということは、基本的な考え方として言っております。

ただ、セーフティを優先した後に、それが収束した後に、セキュリティの観点からどうきちんと担保していくのかという辺りは、やはり先ほど審議官が言ったように必要ですので、そこはきちんと考え方を示していただくということかと考えております。

○伴委員 セーフティとセキュリティのこのインターフェースというか、コンフリクトの問題なんですけど、田中委員、何かございますか。

○田中委員 セーフティ、セキュリティ、インターフェースをどう考えるというのは、これだけの問題ではなくて、大変重要な問題であるんですけども、これはやっぱり、審議官がおっしゃったように、個別のところ、また、当事者もこの辺の重要性があるということ認識しながら具体的にどうするかを考えていただくのが一番いいかと思います。

○伴委員 一般論で、多分難しいですね。それは私どももいろいろ考えてはみたんですけども、結局、じゃあ、一般原則としてセーフティとセキュリティが競合する場合にはセーフティをとりあえず優先しましょうということなんですけれども、そのときにセキュリティがどうでもいいですよということではないので、そうなってくると、じゃあ、どうい

うふうに考えるかというのは、多分個別の施設の、あるいは、その線源の事情を考慮した上で定めていくべきものだと思いますので。ただ、いずれにしても、そういうことを考えてくださいということはこちらから事業者へ通知したいと思っておりますし、それで、じゃあ、どうすればいいのかというところで事業者が戸惑ってしまうということのないようにしていきたいと思っております。

○伴委員 どうぞ。

○坂常任理事 今もちょっとありましたけれども、説明会でいろんな御意見をいただいて、それを踏まえて、資料3のところなんですけれども、説明会を行いまして、そのときの意見等を踏まえて今後作業を進めていかれるということで、いろいろと、特に、この初めのプログラムは皆さんがやられるということで御苦労も多いと思うんですけれども、大変だと思いますけれどもよろしくお願ひしたいと思うんですけど、このときにお寄せいただいた意見のうち、何か代表的なものといいますか、こんな意見があったみたいなのものでちょっと御紹介いただけるようなものがありましたら、お願ひできればと思います。

○伊藤安全管理調査官 規制庁、伊藤です。

当日は6日間かけて同じ内容を1日ごとにやって、今、現時点において530を超える事業者があるんですけれども、そこ全部について、説明を一応我々はしました。

その中で、我々が説明したのは法律の変わった部分ですね。それと、それに関連して、防護措置はどういうことが必要か、具体的なところを示した上で、それで、さらに、一般的な例を示した上で、演習形式みたいな形で皆さんに説明を一通りしました。

その中で、質問の多くは、特にハードウェアに関しては、自分たちで持っている施設の配置とか、構造とかそれぞれ違いますので、そういったところで、カメラをどこにつければいいのかですとか、あと、障壁の考え方、それと、アクセス規制の考え方、そういったところの細かな質問がたくさんありました。個別の質問で、我々が休憩時間をとれないぐらいの、それぐらいの列をつくって、いろいろ皆さん集中して聞いていただけた状況になっています。

それと、質問の中で一番多かったのは、我々、防護管理者という者を新たに選任していただかなくちゃならないんですけれども、防護管理者もあり、それと、RIのセキュリティを担当する防護従事者というカテゴリーがあるんですね。さらには、例えばお医者さんとか看護師さんとか、そこで働く人たち、常時立入者という考えもあって、さらに、業者なんかで一時立ち入りという方もいると。そういった人たちをどういうふうに管理すればい

いのか、どういう定義なのかという御質問があって、その部分に関しては、我々はその当時はちょっとまだできていなかったんですけども、新たに我々の中で整理してベン図みたいなものをつくって、資料に書き加えてあります。その部分に関しては、おいおい、また我々がどこかの場で、例えば来年の研修プログラムの中とか、そういうところでまた詳細に説明したいというふうに考えております。

あと、最も多かったのは、防護規程をどういうふうにつくればいいのかと。今ある予防規程じゃなくて、また別に、今度はRIセキュリティ上の規定が必要だということで、そのつくり込みをどうしたらいいのかということが質問としては結構多くて、その部分も来年度実施します研修プログラムの中で詳細に説明していきたいというふうに思っております。主なところは大体そういったところかと思えます。

○坂常任理事 参考資料2-1と2-2というのはその資料になるんですかね。

○伊藤安全管理調査官 規制庁、伊藤です。

そうです。資料が幾つかあったんですが、その中の二つですね。五つの資料をお渡ししたんですけど、その中の二つになります。ここでは、法律の概要とか防護措置の中身ですね。これまでRI検討チームでやってきた中身が主体になりますけれども、そういったものをお付けしております。それと、あと、法律の条文のところですね。それと説明書きという形で説明しております。

結構活発なやりとりもあって、皆さん、きちんと聞いていただいた部分もあるんですが、一部の人は、最終日のほうなんですけれども、一日聞いた後で、私は何をやればいいのかというふうな、そういう状況もあって、十分理解されていない方も中にはいたかと思うんですけども、そういった部分に関しては、我々は必要に応じて面談とか、場合によっては現場に行くなりしますのでということで、我々のほうに連絡をしてくれと、相談してくれというふうに伝えておまして、今、もう既に50件ほどのやりとりをしている状況です。昨日も現場のほうに行ってきたんですけども。そういった状況で、できるだけ、できるだけといいますか、間違いなく2年後の施行に間に合うようにということで、我々も今、対応しているところでございます。

私からちょっと松田先生に御質問があるんですけど、事業者の一人として、代表の一人として参加していただいたんですけども、我々の説明の中で、何かここをもうちょっとこう改善したらいいんじゃないかという部分があれば、補足がもし必要な部分とかがあれば、ちょっと感想も踏まえて、何か御意見をいただければというふうに思うんですけども、い

かがでしょうか。

○松田教授 私はちょうどその最終日に参加させていただいておまして、朝10時から16時半までみっちり。内容的には、今、言えることは全て網羅されていたかと思えますし、最後にああいう質問があったことは私もよく覚えております。やっぱりあれは人選ミスですね。今回、セキュリティということで、事務方の方も結構来ておられましたけれども、やっぱり、かなり内容が専門性がありましたから、ちょっとわからないというのは仕方ないかなと思えました。先ほどの防護管理者と防護従事者と、それから、立入者ですね。これは、いざ帰ってみると、果たしてどういう区分になるかというのは、恐らく皆さん同じように共通した点だと思えますので、そこを今、検討されているということなので、それは結構かと思えます。

あと、追加でちょっと、その後の状況なんですけれども、今回は、ソフト的な対応とハード的な対応と、両方ありますよね。ソフト的なことに関して言えば、来年の防護管理者育成プログラムですか、こういったものの中でどのようにして防護規程を作成するかとか、そういった組織の考え方であるとかは多分出てくると思えますので、そんなに性急に事を運ばないように、一応原則だけちゃんと共通理解をするというのが今の段階かなというふうに思っているんですけれども、ハードに関しては、さほど予算がかからないようなものに関しては、もしかすると来年度の予算に入れ込んでくる場所もあるんじゃないかと思うんですね。

ところが、例えば、防犯性が高い、CP基準ですか、対応ということをおっしゃっていましたが、やっぱり窓は窓、ドアはドア、鍵は鍵で、CPといってもかなりランクがありまして、世界最高基準のCPから一番安いCPまで、それはもう物すごくあるわけです。その辺りは、ALARAの原則でこちらが考えることかもしれませんが、恐らくそういう意見、これからじゃあどのレベルにしたらいんだという意見が多分出てきますので、そういったこともある程度予想された上で、ガイドの方にもし何か盛り込めればいいかなと思います。まだ、どのレベルでいいのかというところが判断できないので、概算の予算をまず取っておいて、具体的なスペックに関してはちょっとその後、来年ですかね、来年5月ぐらいに決めるような感じなのかなと思うんですけど、いかがでしょうか、そういう進め方で。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） 今、伊藤調査官のほうから説明があったように、やっぱり説明会とか、あるいは研修プログラムだけでは、なかなか個別の事業者にお

いては、自分のところの事業所においてどうすればいいのかなかなか悩ましい問題、あるいは相談したいことがあろうかと思imasので、そういった意味では、引き続きこういった説明会や講習会だけではなくて、各事業者のほうから個別の御相談というのは、我々は随時受け付けていきたいと思っております。実際、今、そういう形でどんどん相談が来ておりますので、そういったものに対しては積極的に対応していきたいと考えております。

○伴委員 今も繰り返し説明があったとおりで、先ほどのセーフティとセキュリティのところでも、結局、個別に考えていかなければいけないというところがある。

そこをきっちりやるために、単に説明会をやって終わりではなくて、本当にもう個別に対応する、それはもう相当大変であるということはこちらも覚悟していますので、軌道に乗るまでは、もう本当にその辺は丁寧に対応していきたいと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○坂常任理事 大分検討も進んできている、そろそろ一区切りかなと思imasので、ちょっと一言申し上げようと思うんですけども、この安全、それから、セキュリティの関係で、別途といいますか、上のほうといいますか、核セキュリティに関する検討会の方でもずっと、人的なセキュリティの関係についても検討を重ねてこられたかと思imas。放射性同位元素につきましても、やはり安全上、あるいは、防護上いろいろ配慮が必要なことということでございますので、そして、人的な要素に対する配慮というのは、やっぱり一定必要かなと思imas。

今回の例えば防護施設ですと、本人確認の方が入っておりますけれども、本人確認の前提といたしまして、こういった、ある意味では安全をしっかり確保していかなければいけないものを扱う方々について、適切な方々がその業務に従事されているかというのが一つあろうかと思imas。そういったものについては、この放射性同位元素等に関しましては、その性質上、原子力施設のようなものは必要ないと思imasけれども、やはり内部での不正がないような形でいろいろな、例えば、非常に基本的なところで恐縮ですけど、やっぱり私どもは、いろいろ内部犯行とかを見ていますと、風通しのいい職場ですとなかなか内部犯行も起きにくいというようなところもありますので、ぜひよい職場環境をつくるとか、それから、やはり、いろいろな内部不正を行うような方々の要因といたしましては、金銭的な要因とか、それから、精神的な要因みたいなのところが多うございます。ですので、健康管理とか、精神面も含めた健康管理とか、それからいろいろ、変な言い方ですけども、

悩んでいそうな人がいたら、その方にとっての適切な人事的な措置を行うとか、こういったところは御配慮いただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○伴委員 今の御指摘に対して、事務局から何かございますか。

○片山核物質・放射線総括審議官 規制庁の片山です。

恐らく内部脅威対策の基本というのは、非常にいい職場環境をしっかりとつくるというのがまず第一歩だという御指摘だったかというふうに思っております。なかなかそれを規制で実現するという話ではないと思うんですけども、今後、我々がやる研修とか、そういったところでも、そもそもの大前提というものがあるんだというところはしっかりと強調できるようにしていきたいというふうに思いますし、なかなか、RIの安全面にせよ、セキュリティ面にせよ、そういうことを担っておられる主任者の方だとか、新たな防護管理者の方が実現できることでもなくて、恐らくさらにその上位者の、いわば経営レベルの方々に強く意識をしていただかなきゃいけないことなのかなとも思っております。ある意味安全文化の醸成だとか、核セキュリティ文化の醸成につながるようなテーマでもあろうかというふうに思いますので、少しちょっと、そういうことの重要性というものをどういうふうに喚起できるのかというのは、単に規制だけで実現するということではないと思いますので、少しやり方はこちらのほうでも工夫していきたいというふうに思います。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） まさにそういった規制の表に表れないノウハウ的なものについては我々も重要というふうに考えておまして、実は、我々は、RIセキュリティの、将来検査官候補になる者を、来年ぐらいからアメリカのNRCの方に派遣させていただきまして、まさにそうしたノウハウなんかも含めた研修をさせていただいた上で、我々の中に取り入れていきたいと考えておりますので、そういうところで努力をしていきたいと思っております。

○伴委員 ほかにいかがでしょうか。

松田先生、どうぞ。

○松田教授 大変細かい点で、全体的なことなんですけれども、今回、セーフティの対象が幾つか限定されるということと、セキュリティの対象も幾つか限定されて、かつセキュリティは区分1～3までやると。そういった情報というのは、今いただいている許可証、承認証には反映されるんですか。それとも、全くもうそういった表には出てこないんですか、形としてです。非常に細かい話なんですけど。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） 具体的には、各事業者が自分たちの許可証を踏まえて、該当するかどうかというのをまず評価していただいて、それでもって我々に対して必要な措置を申請していただく、必要な手続をしていただくというような形になるかと思いますが。

○松田教授 ということは、今現在、使用核種であったりとか最大貯蔵数量であったりとかが記されていますが、それを見て、自分たちでどの区分になるかを自分たちの資料としてちゃんとつくっておくとか、ちゃんとその情報を伝えていくということですね。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） そうですね、一義的にはそういう形になります。もちろん、それで、本来セキュリティ対象であるのに何もセキュリティの申請もしてこないということがあれば、我々から連絡をとって、どうなっているんだという話はもちろんあるかとは思いますが、一義的には、事業者から我々に対して必要な措置を届けるなり手続をしていただくという形になると考えています。

○伴委員 よろしいですか。

○田中委員 先ほど、内部脅威の話が若干あったんですけども、先ほどの資料2-1の2枚目でしょうか、参考資料です。国内における例なんかを見ても、内部脅威的なものも見えるところがございますし、この内部脅威、あるいは、人をどういうふうに認証するのか等々は結構重要な問題であって、これは、IAEAなんかでも、こういうふうなセキュリティに関連するミーティング等ではこれが問題となっているところがございますので、そこでどういうふうな、悪い例、いい例が結構そこで話されていますので、そういうのをうまく紹介することによって、また事業者にも結構参考になるのかなと思いますので、またそういう辺のところをお伝えしたいと思います。

○伴委員 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

どうぞ。

○中村シニアアドバイザー ちょっと細かいかもしれませんが、今日新しく出た事業所内運搬のことでちょっと確認だけさせていただきたいんですけど、これは法的にも外運搬と内運搬はかなり違いますので、例えばのところ、今までずっと外運搬で、外の事業所外の運搬で確認してきた。言ってみると、AとかBとかというのも一つありまして、それと、このセキュリティの強化とあれがあったんですけど、内運搬は、それはほとんどA、Bの区別がないので、もうとにかくDを超えたらとかという条件で、かつ、ここに、「施錠」と、

それから、「封印」と書いてございますけども、その例えば届け出とか等々につきまして、あるいは、確認等については、今後検討されるということなんですか。先ほどの御説明では、とりあえずそこを事業所でちゃんとやってくださいということだけを要求するというお話に聞いたんですが、それでよろしいでしょうか。

○谷放射線セキュリティ対策官 対策官、谷でございます。

基本的には、事業所内運搬については、法的には、技術的規則のほうで求めようと思っておりますけど、私たちが立入検査のときに、実施されているか、計画どおりされているかというのは確認させていただこうと思っております。

○中村シニアアドバイザー ありがとうございます。わかりました。

○伴委員 ほかはよろしいでしょうか。

他省庁からもお越しいただいておりますけれども、何か御発言があれば。特にございませんか。

それでは、一応本日予定した議題は以上ですけれども、この議題以外でも何かもしあれば、御質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

事務局から何か連絡はございますか。

○西田安全規制管理官（放射線規制担当） ありがとうございます。そうしましたら、今回御説明をさせていただいた方向で、施行に向けて事務局としては努力をしてみたいと考えております。

次回のRI検討チームですけども、また、日程等を調整させていただいた上で、改めて関係者の皆様にはお知らせをしたいと思います。

以上です。

○伴委員 ありがとうございます。

予定の時間より大分早いですが、とりあえず全て終了いたしましたので、以上で第10回放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チームを閉会したいと思います。本日はどうもありがとうございました。